

福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和4年4月1日

告示第41号

令和5年2月1日改正

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重できる社会の実現を目指すため、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナー及びその子どもが、その人らしく人生を歩んでいけるよう支援するために、パートナーシップ・ファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、又は向かないかを示す概念をいう。
- (2) 性自認 その人が自分自身の性別をどう思っているかに関する、ある程度持続的な自己意識（アイデンティティ）
- (3) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛かつ性自認が出生時に割り当てられた性別と一致していない以外の者をいう。
- (4) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約した関係
- (5) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、パートナーシップの関係にある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係
- (6) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ等宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ等宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法第734条及び第735条の規定は、パートナーシップ等宣誓について準用する。ただし、パートナーシップ等宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことに

より当該関係に該当する場合を除く。

- (5) 次条に規定する宣誓書に未成年の者の氏名を記載する場合は、当該子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ等宣誓をしようとする者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が、自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発効されたものに限る）。ただし、福津市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類

(2) 戸籍抄本の写し又は戸籍個人事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発効されたものに限る）その他現に婚姻をしていないことを証明する書類。ただし、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍であるときは、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者（当該宣誓をしようとする者が翻訳した場合にあつては、当該宣誓をしようとする者）の氏名を記入したものに限る。）

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓書を提出した者の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓日以後1か月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

3 当該宣誓をしようとする者は、第1項の宣誓書を提出した者が本人であることを確認するために、次に掲げる書類のいずれかを市長に提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した当該宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付された免許証、許可証又は資格証明証等であつて、市長が適当と認める書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 やむを得ない理由により、当該宣誓をしようとする者の一方の立会いが困難であると市長が認めるときは、当該宣誓をしようとする者は委任状を作成し、第1項各号の規定による書類を添付して提出するものとする。

(受領証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満

たしていると認めるときは、当該者に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、受領証及び受領カード（以下、「受領証等」という。）において通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

（受領証の再交付）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下、「宣誓者」という。）は、当該受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

（宣誓書内容の変更）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第5号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓書からファミリーシップ対象者の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) ファミリーシップ対象者の記載の追加を希望するとき。

2 市長は、前項の規定により内容変更届の提出を受けたときは、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に第5条の規定により交付を受けた受領証等を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに福津市外へ転出した場合

（自治体間での相互利用）

第10条 宣誓者が、パートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第7号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、前条第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

（市民及び事業者への周知）

第11条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

（宣誓書の保存期間）

第12条 市長は、宣誓者のパートナーシップ等宣誓が継続する限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定により返還届が提出された場合、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行います。

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
通称名を使用し ている場合の 戸籍上の氏名		
生年月日		
住所		
電話番号		

パートナーシップの宣誓者に生計を同一とするファミリーシップ対象者がいる場合は、氏名を記載することができます。

【ファミリーシップ対象者】

氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日		

【代筆者】

氏名	フリガナ
住所	
電話番号	

(注) パートナーシップ宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、上段に代筆者の氏名をご記入ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行うに当たって、下段の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓います。

要綱の規定	確認事項	
	項目	確認欄（該当する□に「レ」）
（関係性） 第2条第4号	一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約した関係。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
（関係性） 第2条第5号	パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
（年齢要件） 第3条第1号	双方が民法に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
（住所要件） 第3条第2号	ア 双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
	イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 (該当者名：) (予定日： 年 月 日)
	ウ 双方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 (該当者名：) (予定日： 年 月 日) (該当者名：) (予定日： 年 月 日)
（独身要件） 第3条第3号	配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
（近親者要件） 第3条第4号	宣誓をしようとする者同士が民法の規定により、婚姻することができないとされているものでないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を受領しました。

【パートナーシップ宣誓者】

(氏名)

(氏名)

様

様

(住所)

(住所)

【ファミリーシップ対象者】

(氏名)

(氏名)

様

様

福津市長

公印

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード	
<p>福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。</p>	
【パートナーシップ宣誓者】 (本人の氏名)	【第 号】 【宣誓日】 _____
_____ 様	_____ 様 (パートナーの氏名)
【ファミリーシップ対象者】 (氏名)	(氏名)
_____ 様	_____ 様
福津市長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公印</div>	

（裏面）

この宣誓書受領カードを提示された方へ	
<p>このカードは、お互いを人生のパートナー及び家族として認め合い、日常生活において相互に協力し合い、また一方又は双方の未成年の子を愛情を持って養育することを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】 (本人)	【パートナー】
_____ 様	_____ 様
<p>※平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して病状説明をすること、2. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することを同意します。</p>	
(パートナー連絡先)	【本人自署欄】
_____	_____

（注）

- 1 大きさは、5. 4センチメートル、横8. 6センチメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により申請します。

年 月 日

1 再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) 汚損

2 再交付を希望する書類（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	カガナ	カガナ
生年月日		
住所		
電話番号		

【代筆者】

氏名	カガナ
住所	
電話番号	

(注) パートナーシップ宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、上段に代筆者の氏名をご記入ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の内容に変更が生じたため、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日

1 変更が生じた理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 宣誓書からファミリーシップ対象者の氏名を削除するため。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったため。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したため。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したため。
- (5) ファミリーシップ対象者の記載の追加が生じたため。

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日		
住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日		

【代筆者】

氏名	フリガナ
住所	
電話番号	

(注) パートナーシップ宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、上段に代筆者の氏名をご記入ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還が生じたため、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

1 返還を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたため。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したため。
- (3) 宣誓者が双方ともに福津市外へ転出したため。

2 返還を希望する書類（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日		
住所		
電話番号		

【代筆者】

氏名	フリガナ
住所	
電話番号	

(注) パートナーシップ宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、上段に代筆者の氏名をご記入ください。

様式第7号（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の継続使用が生じたため、福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により届け出ます。

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日		
転出元住所		
転出先住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日		

【代筆者】

氏名	フリガナ
住所	
電話番号	

（注）パートナーシップ宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、上段に代筆者の氏名をご記入ください。